

AM&T INDIA LEGAL UPDATE

2013年版統合版FDIポリシーとその日本語訳

インドへの外国直接投資 (Foreign Direct Investment) に関するガイドラインである Consolidated FDI Policy (統合版 FDI ポリシー) の 2013 年 4 月版が、インド政府商工省 (Ministry of Commerce and Industry) の産業政策促進局 (Department of Industrial Policy and Promotion) から、2013 年 4 月 5 日付で発行され、同日付で施行されました。

統合版 FDI ポリシーは、インドへの外国直接投資に関する諸通達を、インド政府がとりまとめた書面であり、これを読めば現状どのような直接投資がインドにおいて認められているかが一覧できるという、インドへの直接投資にとって最も重要な文献の 1 つです。

本ニュースレターでは、2013 年版 4 月版の統合版 FDI ポリシーの全文日本語訳をお届けするとともに、2012 年 4 月版からの主な変更点 (日系企業にも関連しうるもの) について解説します。

【執筆担当：琴浦 諒 / 大河内 亮 / Veerasureshkumar Veerappan】

1. 2013 年 4 月版統合版 FDI ポリシーの日本語訳

2013 年版 4 月版の統合版 FDI ポリシーの全文日本語訳および原文を、それぞれ下記弊所のウェブサイトのインド法務の法律情報のページに掲載いたしました。

全文日本語訳： http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20130522_1.pdf

原文： http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20130522_2.pdf

ポータルサイト： <http://www.amt-law.com/bulletins11.html>

2013 年版の Consolidated FDI Policy の原文は、以下のインド政府商工省のウェブサイトから取得したものです。

http://dipp.nic.in/English/Policies/FDI_Circular_01_2013.pdf

なお、今回の和訳のアップデートにおいては、下記 2 で解説する主な変更点を含む 2012 年版からの変更点の反映のほか、より読みやすい文章にするという観点から、2012 年版からの訳語の全面的な見直しを行っております。

2. 2012 年 4 月版からの主な変更点 (日系企業にも関連しうるもの)

(1) 新会社設立の際に価格規制の適用が無いことを明確化 (3.4.2 項)

インド外為法およびその関連通達に基づく規制上、インド非居住者がインド内国会社から新株発行を受け、または当該会社の既存株式を第三者から譲り受ける場合には、一定の価格規制 (上場会

社については市場価格を基準とした価格、非上場会社についてはマーチャントバンカーまたは勅許会計士による DCF 法に基づく公正評価額) に服する必要があります。

従前は、この価格規制が新会社設立の際にも適用されるかについては、統合版 FDI ポリシーその他の関連通達上、明確にされていませんでした。

しかしながら、新会社設立の場合には、通常、その会社の株式の価値は株式の額面価額の合計額と一致すると考えられることから、インド非居住者が会社設立の際に株式を額面価額で引き受ける場合には、上記の価格規制の適用はないことが明確にされました。したがって、(価格規制の適用自体がない以上) 新会社設立に際して資本金を払い込む場合には、マーチャントバンカーまたは勅許会計士による評価証明書等は不要と考えられます。

なお、この変更は、2012 年 9 月 26 日付けのインド準備銀行 (Reserve Bank of India) の通達 (A.P. (DIR Series) Circular No. 36) (下記インド準備銀行のウェブサイトにて閲覧可能) の内容を、統合版 FDI ポリシーに反映したものであると考えられます。

<http://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/AP36FDI092612.pdf>

(2) 資本財／機械／設備の輸入を対価とする現物出資の要件の緩和 (3.4.6 項(iii)(I))

資本財／機械／設備 (中古機械を除く。) の輸入を対価とする現物出資に際して、従前は第三者の評価証明書および税関当局による証明書の写しを当局に提出することが必要とされていましたが、これらの提出は不要となりました。

(3) 個別の事業分野への外国直接投資規制の緩和 (6.2.7 項、6.2.9 項、6.2.16.4 項、6.2.16.5 項、6.2.19 項)

放送事業 (6.2.7 項)、民間航空事業 (6.2.9 項)、単独ブランド製品小売業 (6.2.16.4 項)、複数ブランド小売業 (6.2.16.5 項)、電力取引所事業 (6.2.19 項) 等について、従前の外国直接投資規制が緩和され、または新規参入が認められるようになりました (なお、これらの改正は、2012 年版の統合版 FDI ポリシーの発行日である 2012 年 4 月 10 日以降、2013 年版の統合版 FDI ポリシーの発行日である 2013 年 4 月 5 日までに、個別通達において定められた改正内容を確認的に統合したものであり、2013 年版の統合版 FDI ポリシーによって新しく改正されたものではありません)。

このうち、日系企業にとって最も大きな規制緩和は、単独ブランド製品小売業および複数ブランド小売業に対する規制緩和であると考えられます。

小売業に関する規制緩和の内容は、弊所が従前配信したニュースレターにて詳細に解説しておりますので、ご興味のある方は、下記リンク先のニュースレターをご参照ください。

http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_120925.pdf

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、以下の連絡先までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 琴 浦 諒

電話 (直通) : 03-6888-1161

E-mail: ryo.kotoura@amt-law.com

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

インド・プラクティスチーム

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー

<http://www.amt-law.com/>

本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ryo.kotoura@amt-law.comまで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2013